

# 令和8年度長野県相談支援従事者 初任者研修

(研修番号：26041)

## 募集要項

(ダウンロード・保存用)

(重要なお知らせがありますので必ず全てお読みください。)

※ お申し込みは当募集要項の最下部にあるタブをクリックして、  
申込フォームに入力、送信により受け付けます。

### 【ご注意】

標記研修は長野県内の各事業所等に所属されている方が対象です。  
他県の事業所に所属されている方や、個人でのお申し込みはできません。

#### 01. はじめに

弊協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年7月6日18障自第26号）」の第10に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

#### 02. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法についてのスーパーバイズを経験するなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図り、県及び市町村における障がい者の相談支援体制の充実を図ると共に、長野県マインド（※当要項末尾に資料あり）に沿った支援が提供できる人材の育成を目的とする。

#### 03. 受講の対象となる者について（受講要件：下記ア～ウのすべての要件を満たす者）

- ア) 相談支援専門員としての実務経験要件を満たす者、又は概ね1年以内に満たす見込みのある者。
- イ) 「長野県内の相談支援事業所等（指定相談支援事業所、障害者相談支援事業を担う事業所、基幹相談支援センター等、行政機関等）」において、令和8～9年度に相談支援専門員として配置

予定の者等であって、所属する（予定を含む）団体から推薦を受けられる者。または、概ね令和8年度中に長野県内で相談支援事業所を開設予定の者で、指定権限を有する者（指定事務を管轄する長野県または市町村）と事業開始について打ち合わせ中であり、指定申請様式第1号の写しの提出が可能である者。但し、上記指定権者の受領印は求めない。

ウ) 上記イ) の団体が設置された長野県の圏域内で中間課題（地域での実習）を受けられる者。

注意1：新規相談支援事業所を長野県内に開設し、当該事業所に於いて従事する予定者が当研修に申込み場合、申込内容につき指定権限を有する者へ照会し、不受理となる場合がありますので、御承知おきください。

注意2：実務経験要件の適否についてはあらかじめご自身で確認ください。

○指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

(平成24年3月30日)(厚生労働省告示第227号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83ab2791&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2791&dataType=0&pageNo=1)

○指定障害児相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官が定めるもの  
(平成24年3月30日)(厚生労働省告示第225号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab2789&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2789&dataType=0&pageNo=1)

○指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年3月30日)(厚生労働省告示第226号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83ab2790&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2790&dataType=0&pageNo=1)

指定権限を有する者は、下表のとおりです。

事業区分	指定権限を有する者
指定計画相談支援	事業所の所在する市町村
指定障害児相談支援	
指定地域相談支援	長野県（保健福祉事務所） 中核市

#### 04. 募集人数 100人

- ・ 申込者が定員を超過した場合は、受講調整を行います。その際、上項の実務要件等について問い合わせる場合がありますのでご承知おきください。

## 05. 研修日程等について

【令和8年度 長野県 相談支援従事者 初任者研修 研修番号：26041 日程等】

内 容	日 程	
講義 研修1日目	日 付	令和8年7月16日(木)
	受付時間	午前9:30~午前10:00
	研修時間	午前10:00~午後6:00(予定)
	会場名	長野市生涯学習センター(大学習室2・3)
講義 研修2日目	日 付	令和8年7月17日(金)
	受付時間	午前9:30~午前10:00
	研修時間	午前10:00~午後6:00(予定)
	会場名	長野市生涯学習センター(大学習室2・3)
演習 研修3日目 (演習1日目)	日 付	令和8年7月23日(木)
	受付時間	午前9:30~午前10:00
	研修時間	午前10:00~午後6:30(予定)
	会場名	長野市生涯学習センター(大学習室2・3)
演習 研修4日目 (演習2日目)	日 付	令和8年7月24日(金)
	受付時間	午前9:30~午前10:00
	研修時間	午前10:00~午後6:30(予定)
	会場名	長野市生涯学習センター(大学習室2・3)
<b>【中間課題への取り組み】</b> ※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		
演習 研修5日目 (演習3日目) 課題提出	日 付	令和8年8月25日(火)
	受付時間	午前9:00~午前9:30
	研修時間	午前9:30~午後6:00(予定)
	会場名	浅間温泉文化センター(大会議室)
<b>【中間課題の取り組み】</b> ※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		

演習 研修 6 日目 (演習 4 日目) 課題提出	日 付	令和 8 年 10 月 14 日 (水)
	受付時間	午前 9 : 00 ~ 午前 9 : 30
	研修時間	午前 9 : 30 ~ 午後 6 : 00 (予定)
	会場名	浅間温泉文化センター (大会議室)
演習 研修 7 日目 (演習 5 日目)	日 付	令和 8 年 10 月 15 日 (木)
	受付時間	午前 9 : 00 ~ 午前 9 : 30
	研修時間	午前 9 : 30 ~ 午後 6 : 30 (予定)
	会場名	浅間温泉文化センター (大会議室)

## 06. カリキュラム

### 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

形態	科目	時間数
講義	会場での講義	
	1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者 (サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者) の役割に関する講義	
	相談支援 (障害児者支援) の目的	1.5
	相談支援の基本的視点 (障害児者支援の基本的視点)	2.5
	相談支援に必要な技術	1
	2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	
	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	1
	チームアプローチ (多職種連携)	0.5
	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	1.5
	3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法 (以下「障害者総合支援法等」) の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	1.5
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援 (サービス提供) の基本	1.5
演習と 実習	会場での演習及び実地での実習	
	4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5

	5. 相談支援の基礎技術に関する実習	-
--	--------------------	---

- ・研修講師は、国が開催する相談支援従事者指導者養成研修を受講した者を中心に、当協会が適切と判断した者とする。

## 07. 研修会場について

### 【長野市生涯学習センター】

- ・ **会場に無料駐車場はありません。会場周辺の有料駐車場をご利用ください。受講時は極力乗り合わせや送迎、公共交通機関等の利用をお願いいたします。スムーズな研修運営にご協力ください。**
- ・ 会場での飲食、喫煙、トイレの利用等に関しては会場の指示に従ってください。尚、長野市生涯学習センター・大学習室内では食事等が禁止されています。飲み物は、蓋がある容器のもののみ許可されています。

### 【浅間温泉文化センター】

- ・ 会場が保有する駐車場は収容台数に限りがあります。全ての受講者の駐車を保証するものではありません。受講時には極力乗り合わせや送迎、公共交通機関等の利用をお願いいたします。スムーズな研修運営にご協力ください。
- ・ 会場での飲食、喫煙、トイレの利用等に関しては会場の指示に従ってください。

### 【両会場総合】

- ・ ごみは各自で持ち帰ってください。
- ・ 研修終了後、机や椅子の片付け等ご協力をお願いする場合があります。

## 08. 受講及び研修修了に必要な演習課題について

- ・ **演習は、受講者各自が当日までに取り組んだ演習課題を会場に持参し、それを元に実施するカリキュラムとなっています。このため、演習課題が提出できない場合にはそれ以降の受講ができません。**
- ・ 演習課題の様式はファイル転送サービス『データ便』にアップロードしますので、ダウンロードの上、入力作成し提出してください。尚、リンク URL はメールにて通知します。
- ・ 作成方法、提出日、持参する部数等は、上記の方法で配付される演習課題様式の中で指示します。

## 09. 受講の申込みについて

- ・ 募集要項最下部の「当要項の内容を確認し、同意の上受講を申し込む」タブをクリックすると申込フォームに接続されます。
- ・ 申込フォームには、必要事項の漏れ、内容をご確認の上、正確に入力してください。
- ・ **適正に申込送信が完了しますと、入力していただいたメールアドレスへ自動でメールが返信されます。自動返信メールが届かない場合は申し込みが受理されておりません。受講申し込み後に自動返信メールが届いていない場合は必ず事務局までお問い合わせください。**

申込フォームに入力された内容をそのまま VBA 処理により転記させています。  
修了証発行後の修正に関しましては登録内容の修正のみとなり、修了証の再発行は致しませんのでご注意ください。尚、修了内容の証明が必要な場合は、修了証明書を発行します(有料)。以上ご承知おきください。

※ 申し込み締め切り：令和8年6月12日（金）正午

#### 10. 受講料について

令和8年度長野県相談支援従事者初任者研修 受講料（税込）

非会員	<u>42,500円</u>
正会員	<u>40,500円</u>
賛助会員(団体のみ)	<u>41,500円</u>

#### 11. 受講料のお支払い方法について

- ・ 受講申し込み受付が適切に完了した方へ請求書等を送付します。請求書の内容をご確認の上、記載されている締め切り日までに指定の口座にお振り込みください。指定期日までに振り込みが間に合わない場合は、事務局へその旨ご連絡ください。

##### 【ご注意】受講決定取り消しとなる場合について

連絡なく振込期限までに受講料の入金確認が取れない場合は、受講申し込みを取り消しとさせていただきます。入金後の「受講料等振込完了連絡書」の FAX 送信並びに振込期限に間に合わない場合の振込日の連絡は確実に事務局までお願いいたします。

- ・ 振込手数料は受講者負担となります。
- ・ お振込み後、同封の「振込完了連絡書」に振込年月日を記入した上で、振込元名義を記入するか、振込明細書を貼付の上、明記されている送信先まで FAX 送信してください。
- ・ 「振込完了連絡書」の未送信、記載不備、振込明細書の未貼付などがあつた場合、入金がされていても受講決定は保留となりますのでご注意ください。
- ・ 会員割引(税込)を希望される方は、会員番号(会員 ID)をご入力ください。
- ・ 令和8年度会費が未納の方は上記割引が適用されませんので、事務局までお問い合わせください。

## 12. 受講の決定について

- ・ 受講料の入金が確認された受講申し込み者へ「受講決定通知」「受講票」等を推薦事業所に郵送します。
- ・ 「受講票」がない場合やその他不正、書類不備等がある場合は受講できません。
- ・ **連絡なく振込期限までに受講料の入金確認が取れない場合は、受講申し込みを取り消しとさせていただきます。**

### 【受講申し込みから通知受け取りまでの流れ】

- ・ 下記について適切に処理されることが必要です。

1. 申込フォームから申し込み、送信する。
2. 受講申込受付の自動返信メールの受信し、内容を確認する。
3. 郵送された請求書を確認し、受講料を期限までに指定の口座へ振り込む。
4. 「受講料等振込完了連絡書」を FAX 送信する
5. 申し込み締め切り後、事務局から連絡用メールアドレスへ送信される、受講に関する連絡メールを受信する。
6. 郵送された受講決定通知書類等を受け取る。

受講決定通知等は受講者が所属する事業所に郵送します。確実に受け取れる状況にない場合は、当地に事業所が存在しないと判断され、受講決定が取り消しになる場合がありますのでご注意ください。

## 13. 連絡方法、メールの送受信について

- ・ 研修の実施や課題等の案内、変更に伴う各連絡等はメールにて通知します。

### 【ご注意】

事務局から送信するメールには、アクセス用の URL 等がメール本文内に記載されています。迷惑メール対策でフィッシングメール用の高度設定をされている場合は、このようなメールは迷惑メールと判断し、受信者側でメールを自動削除してしまうことがありますので、ご自身が使用するメールアドレスの設定を十二分にご確認ください。

- ・ 資料等の配付は会場での直接配付の他にファイル転送サービス『データ便』を使用し、メールにて行います（ダウンロード用 URL を送信します）。
- ・ **送信元のメールアドレスは受講決定通知に記載しますので、当該メールアドレスを受信できるよう、設定してください。**
- ・ 送信元からのメールが送信成功状態でもメールが届かない場合は、受信側のメールソフトやウェブメールでブロックされているパターンが殆どです。それぞれの迷惑メールフォルダを確認してください。**特に@gmail.com や、@outlook.com、@outlook.jp のドメインはそれが顕著ですのでご注意ください。**
- ・ 企業系、病院系、行政系の管理メールアドレスも同様にこちらからの配信をブロックされ

るケースが多いため、ICT システム管理ご担当者に UTM アプライアンス(統合脅威管理)の設定をご確認ください。

#### 14. 合理的配慮の申し出及びキャンセルについて

- ・ 研修受講にあたって合理的配慮が必要な場合や受講をキャンセルされる場合は、弊協会ホームページ「お問い合わせフォーム」へ下記項目を入力、送信し、事務局までご連絡ください。

「氏名」：受講申込者氏名

「電話番号」：事業所電話番号

「メールアドレス」：連絡用メールアドレス

「問い合わせ内容」：研修名及び研修番号と必要な合理的配慮の内容又はキャンセルの旨

【お問合せフォーム リンク URL】 <https://nagano-soudan.com/contact.html>

- ・ 合理的配慮の申出は、受講決定通知が届いた後に送信してください。
- ・ 電話によるキャンセルは受け付けません。
- ・ 令和8年7月10日(金)正午までに上記の方法でご連絡いただければ、振込手数料を差し引き、受講料を返金させていただきますが、上記期日後及び上記の連絡方法以外のキャンセルに関しましては、受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- ・ 当研修は法定研修につき、定められた課程を適正に修める必要があります。研修に参加できなかった場合の代替措置はありません。

#### 15. 修了証の発行について

- ・ 後日、受講料を納付した上で規程のカリキュラムに全て参加し、課題等を適正に提出するなど修了したと認められた者に対して修了証を発行します。
- ・ 申込フォームの内容で修了証に氏名、生年月日を記載しますので正確に入力してください。
- ・ 修了者の名簿は障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱第6の規定により適切に管理し、長野県に提出します。長野県の相談支援体制の整備、向上のために情報提供等を行うことがありますので、ご承知ください。

修了証の再発行は致しません。大切に保管してください。修了証の内容に訂正や変更があった場合や、修了内容を証明する必要がある場合は修了証明書を発行します(有料)。詳細は弊協会ホームページ「お知らせ」ページをご確認ください。

#### 16. その他注意事項

- ・ 研修参加時は衛生の保持と感染防止にご協力ください。
- ・ 理由の如何を問わず、研修開始から15分以上遅刻や早退した場合、休憩時間を除き15分以上会場から不在となった場合は欠席とし、修了証は発行しません。

- ・ 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと判断される者、研修進行の妨げになる発言や行動、研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における終始無言等）は、研修の秩序を乱し、研修受講者としての本分に反した者として受講を取り消す場合があります。
- ・ **実施した研修に参加できなかった場合の代替措置はありません。**
- ・ 諸事情により、予告なく研修が延期および中止となる場合があります。
- ・ 本研修内容の変更、延期、中止等が発生した場合は、メールにて通知します。
- ・ 受講予定者の実務経験要件に関しては、十分に確認してから申し込んでください。
- ・ 当要項の内容にご同意いただけない場合、受講できません。

以上

### 【資料：長野県マインド】

本人の暮らしがより自分らしく豊かなものとなる支援を共に考え、追い求め続けるマインド。そのために、以下に示すことを基本のキとして行う。それを行わないことを不自然と感じる。

1. 支援にあたって本人主体を貫く。
2. どんな人にも意思はあるとの前提に立って、意思決定支援を行う。
3. ケアマネジメントのプロセスに沿ってPDCAサイクルを動かしていく。
4. 丁寧なアセスメントを行い、本人およびその置かれた状況を多角的に捉える。
5. 本人のニーズに沿ったサービス等利用計画・障害児支援利用計画・個別支援計画を作成する。
6. サービス等利用計画・障害児支援利用計画・個別支援計画に基づいた支援を提供する。
7. 根拠のある支援を提供する。
8. 連携して、同じ方向を向いて支援を提供する。
9. データ（記録・数値）に基づいてモニタリングを行い、自分たちの提供した支援を振り返る。
10. 何よりも、本人の持つストレングス・可能性を信じて伴走する。

※『長野県マインド』は、特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会人材育成部会により令和7年2月22日に、協会主催研修実施の基本コンセプトとして提唱されました。

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会  
〒381-2217 長野県長野市稲里町中央一丁目17番23号  
TEL：026-214-2105      FAX：026-214-2190  
お問合せフォーム：<https://nagano-soudan.com/contact.html>